

瀬戸市家族介護用品支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条に規定する被保険者のうち重度の要介護状態にある者を介護する家族に対し、介護用品支給券（以下「支給券」という。）を交付し、介護用品を支給することにより日常生活の便宜を図り、その者及び家族の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において要援護者とは、本市に住所を有する者で法第7条第1項に規定する要介護認定区分、要介護4又は要介護5の認定を受けており、その者が属する世帯のすべての世帯員が当該年度市町村民税非課税である者。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は瀬戸市とし、事業の一部を愛知県薬業共同組合瀬戸支部加盟店、瀬戸旭長久手薬剤師会加盟店のうち介護用品支給券取扱店、その他の介護用品支給券取扱店（以下「介護用品支給券取扱店」という。）に委託することができるものとする。

(対象者)

第4条 支給券の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、毎年8月1日現在（以下「基準日」という。）の現況において要援護者を在宅で現に介護している家族とする。

(交付要件)

第5条 支給券の交付要件は、介護している要援護者が、基準日から過去6か月の間に3か月（90日）以上、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設に入所、又は治療を目的とする医療施設に入院していないこと、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条に規定する被保護者ではないこととする。

(申請)

第6条 市長は、支給券の交付にあたり基準日から基準日の属する月の翌月20日までを、申請受付期間とする。ただし、申請受付期間が休日にあたる日に終了となる場合は、その翌日にあたる平日をもって終了することとする。

2 支給券の交付を受けようとする者は、前項に規定する受付期間内に瀬戸市家族介護用品支給申請書（第1号様式）により申請しなければならない。

(交付決定及び通知)

第7条 市長は、第6条に規定する申請があったときはその適否を審査し、結果を瀬戸市家族介護用品支給決定（却下）通知書（第2号様式）により、当該申請者にその旨を通知することとする。

(支給券及び交付)

第8条 支給券の額面は1枚あたり1,000円を10枚1組として、毎年10月に交付することとする。

(支給券の利用)

第9条 支給券で交換できる介護用品は、別表に定めるとおりとし、額面の範囲内であれば複数交換できるものとする。ただし、交換により額面に満たない差額が生じた場合でも、支給券を利用する者は差額を請求することはできない。

2 支給券の利用は、介護用品支給券取扱店に、交付を受けた支給券を提出し介護用品を受け取るものとする。

3 支給券の利用できる期間は、支給券の交付日の翌年1月末日までとする。

(介護用品支給券取扱店)

第10条 介護用品支給券取扱店は、介護用品の支給及び交付した支給券の受領を行うこととする。

(支払)

第11条 市長は、介護用品支給券取扱店から介護用品と引き替えに受領した支給券を添えて、介護用品の代金の支払の請求があったときは、すみやかに介護用品支給券取扱店に対価を支払うこととする。

(不正利得の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正な行為により支給券の交付を受けた者があるときは、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(譲渡及び担保の禁止)

第13条 支給券の交付を受ける権利及び交付を受けた支給券は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

別表

瀬戸市家族介護用品支給券対象品目		
紙おむつ	尿とりパット	使い捨て手袋
清拭剤	ドライシャンプー	消臭剤
防水シート	食事用エプロン	寝巻き
肌着	手指消毒用品	ぬれティッシュ
ニッパー型爪切り	その他介護用消耗品	